

觀瀾亭の障壁畫

管 沼 貞 三

觀瀾亭は宮城縣宮城郡松島、瑞巖寺の南方月見崎又觀月崎
舊名龜首崎の巖壁の上に構

如くである。

床正面壁貼附	横三・九四五米（一丈二尺四寸七分）
床左右側面壁貼附	各堅二・九四五米（九尺七寸）
襖（甲）一間	横二・八一・五種（二尺七寸）
襖（乙）三間	各堅一・七一・二米（五尺六寸五分）
障子腰貼附 十二面	各橫一・四〇五米（四尺六寸三分）
	各堅六・九・八種（二尺三寸六分）

一、床貼附

正面及び左右兩側の壁貼附は共に金地濃彩にて、画面の構圖が一貫して居る。正面には水温む池畔の土坡に春草が生ひ、そこに梢枝を画面の大半に擴げた檜の樹があり、その奥に楓樹が簇立し、左側壁の画面に聯絡して、春野の一角を現はしてゐる。尙右側の画面には櫻樹が満開の花を著けて、根元に躊躇の花を配してゐる。何れも勾勒法をもつて墨描せる上に、樹幹に淡墨又は褐色を施し、葉に綠青、花に胡粉、土坡に白綠、水に群青等の濃彩を賦し、また樹幹や岩角には金泥の皴染を加へて所謂金地濃繪の當代通途の用法によつてゐる。惜むべきは画面に毀損剥落の箇處多く、補修の紙繼も目立ち殊に上下の縁に連なる雲形金紙による補修の痕跡は觀者の感興を削減すること甚しい。（圖版第三、第一二參看）

此亭の障壁畫はもとは他の室にも存してゐたと思はれるが、現時は第一圖障壁畫配置圖に見るが如く奥の一間のみにて、床の正面及び左右側面の壁貼附、床脇一間二面の襖、次の間との間仕切をなす三間四面の襖、及び三間六面宛二側の障子腰貼附十二面が遺存してゐる。今各の形狀と法量とを列記すれば左の

床脇の北隅に當る一間二面の襖にして、金箔をそのまゝに大地となして蒲公

二、襖（甲）

を置き、平時は雨覆を掛けて一般の遊覽を許さず代々保護してきたが、廢藩の時官有となり荒廢するまゝに捨て置かれた。然るに宗基十三代鶴城公、その朽壞に至るを惜んで、大修繕を加へ面目を改めて今日に及ぶと云ふ。其の床貼附襖等の繪は永徳筆と云はれ、又一説に山樂筆とも傳へられてゐるとある。果してこの所傳の如く伏見の遺構にして、その障壁畫の筆者を永徳又は山樂に擬することが出來得るかどうか。此處では先づ現存の障壁の圖樣を概記して、次に筆者或は製作年代に就て所傳の記錄を検討しつゝ考察してゆかうと思ふ。

此亭の障壁畫はもとは他の室にも存してゐたと思はれるが、現時は第一圖障壁畫配置圖に見るが如く奥の一間のみにて、床の正面及び左右側面の壁貼附、床脇一間二面の襖、次の間との間仕切をなす三間四面の襖、及び三間六面宛二側の障子腰貼附十二面が遺存してゐる。今各の形狀と法量とを列記すれば左の

英、董等の草花を點じ、一本の檜が直立して綠葉を茂らしてゐる。而して上景の一隅に池水を覗はせ、前景に蘭葉と雀葉とを配してゐる。床貼附の画面にも相通する春野の一角を寫したものであり、また是と直角に次の間の間仕切をする襖(乙)の画面とも聯絡がとれてゐる。(第三圖參看)

三、襖(乙)

向つて左方二枚の襖面には襖

(甲)と圖様聯絡して、枝葉の

交差せる檜と楓の木立を圖し、

上景の一帯には群青に胡粉の波

紋を置く池水を描き、前景には

墨描の筆勢も鮮かな皴に金泥を

加へた白綠の岩石を置き、その

根元に筍竹を配してゐる。然る

に向つて左より第三面の襖は之

と聯絡なき圖様にて、補修の痕

跡甚しく、異なる二個の圖様を繼

ぎ合せたものと思はれる。即ち

上部に檜楓及杉の枝葉を表はし、

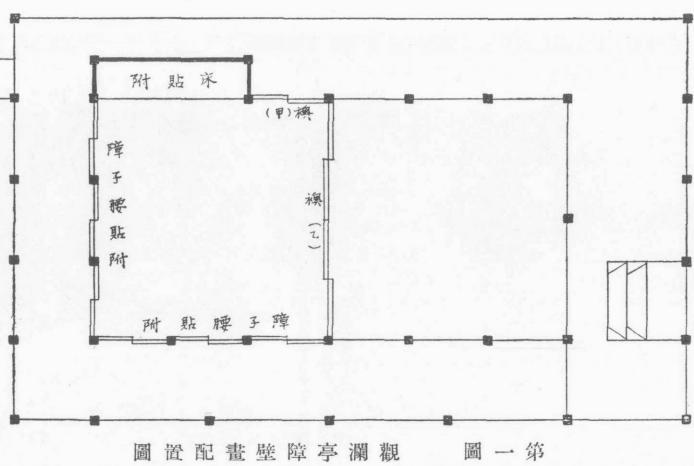
下部には梅竹の枝幹を描ける斷

片圖を貼附してある。而して向

つて右端の襖面には第三面とは

全く聯絡なき山茶花や竹葉が描かれてあり、たゞ僅に檜や杉の枝葉の一部が添

へられてあるところから、向つて左方二枚の襖面及び、第三面の上部と共に一聯をなすものと認められるに過ぎない。此の補修は何時なされたものか不明であるが、襖面全體を檢するに纏合せの部分と他の部分との様式も一致し、また消極的には紙幅約一尺一寸金箔の大さ方約三寸等も同一で、製作年時を異にせず



觀瀾亭の奥の間

第二圖

るとも見えず、恐らく同じ亭内の他室に在つた画面の断片をもつて、こゝに貼附せしものと思はれる。従つて現時は無地のまゝに残されて居る次室の襖も往時には、其の一部に此處に覗はれる梅竹を圖した画面をもつて裝飾されて居つたのはなからうかと想像される。(圖版第二、第五圖參看)

四、障子腰貼附

室の南側に六面、西側に六面合計十二面の腰貼繪を遺してゐる。

画面は一様に金地に筆竹を描き、それに雲形引霞、土坡などを配したもので、綠青の細葉には黃土もて葉脈の細線が加へられてある。但し此全十二面は必ずしも同一筆と見難く、中に金箔の大さ他と異つて方約四寸五分のものに後世の補筆の明に認められるものが混じて居り、また画面の上下に雲形金紙を以て補修せるものも存し、一體の画面に毀損剥落の箇處が多いが大部分の圖は室の障壁と同時の製作と思はれる。(第四圖參看)

以上に於て略此亭の障壁畫全部

の圖樣を概記したのであるが、次に是等障壁畫の筆者或は製作年代を考察するに當り、此亭に關する所傳の記錄を一應検討して置かうと思ふ。
觀瀾亭に關する所傳は既記の伊達家史叢談著伊達家祕藏寫本卷第十三の外に松

大正十年六月十四代邦宗伯

島諸勝記享保元年十月
月佐並夢庵如幻撰 松島圖誌 文政三年四月
清亮編鹽松勝概明治二十五年 櫻田鼓岳子著 壱松勝譜文政五年
四月岡千俊著 松島名勝案内記の類や儒者の紀行詩文等又近
時刊行のものは宮城縣史蹟名勝
天然記念物調査報告第三輯等に記載されてある。右の中、松島諸勝記は瑞巖寺第六世夢庵和尚の撰になり、今知れる限りでの最古の文献と思はれるので左に之を抄録して置かう。

(甲) 横 繪 亭 澄 觀

觀瀾亭在月見崎舊名而龜崎而松島第一
勝槻。而累代國君假館也。(中略)昔
日藤黃門政宗君相_レ攸此地。方構幽
居以爲游息之所。正保乙酉之春。
浮_レ火于村其居已成烏有。今所_レ存
者移_レ換於山城州伏見也。實係文
祿年中豐臣秀吉公所_レ賜矣。(中略)
太閣曾於城中設_レ二亭。以爲夏天
納涼之所。常招政宗君於亭上飲燕
盡_レ興。遂賜此亭於政宗君。以旌重
過之意。慶長戊戌秋八月十八日。太
閣薨。於是政宗君將欲折湊盡載_レ
其材。轉_レ致江府衙内之邸焉。正保
火後忠宗君更船載來而建茲地。雖_レ
修葺相繼不_レ失舊物。今太守左中
將吉村君。時賁臨以極遊覽。因號曰觀瀾。
其扁宇刀佐玄龍之所_レ書也(後略)

他の諸書も概ねこの記に準據せしものゝ如く、何れも觀瀾亭は往時政宗が伏見より江戸藩邸に移し、忠宗の時此地に移建したものと傳へてゐる。此所傳中

で特に觀瀾亭障壁畫の製作年時を考察する上に参考となるべき事項にして、果して史實と符合するか否や問題とすべき點が二三存してゐる。

まづ第一に秀吉より贈られた年次に就て、松島諸勝記に文祿年中とあり、伊達家史叢談及び松島勝譜には共に文祿二年とあるが、伏見築城は太閤記卷十六に文祿三年正月に普請奉行に命じ同年二月初より二十五萬人を以て築城に着手したとあり、これがまづ定説となつてゐるやうである。然るに奥羽永慶軍記卷二十五、伏見御城御普請事の條に「御普請文祿二年御企チ同三年正月ヨリ始リ頻リニ櫻立玉ヘバ同年の暮ツ方ニ漸ク就成トソ聞ヘケル」とあり、また中山再次郎氏講述「桃山城址」安土桃山時代史論に當時の普請奉行駒井氏の日記文祿二年以降記録中、文祿二年の記事を引用して、去年普請せし石垣云々、同年には大阪より秀吉來りて普請の差圖をしたなどとあつて、伏見築城は文祿三年以前に既に着工してゐたことを説いてゐる。尙、伊達氏四代治家記録貞山公篇卷第十八ノ下に左の如き記事がある。

文祿二年閏九月二十三日癸卯 太閤伏見ニ於テ公ヘ御茶ヲ賜フ。

當家ノ記録ニハ伏見御城太閤御隠居所ニト思召サレ文祿二年ヨリ御普請トアリ。

同年九月二十五日乙巳 伏見ニ於テ太閤ヘ御見其上伏見御城下ニ御屋敷拜領セリ。

屋代勘解由兵衛方へ御書ヲ以テ御目見御屋敷拜領等ノ義仰下サレ。書中ニ「今月廿五日伏見ニテ御目見申候テ一段仕合能候殊ニ御屋敷ヲモ被下候（以下略） 閏九月廿五日・政宗御書判 屋勘」

右の諸記録により伏見築城の大規模の造營は文祿三年になるも、それ以前に於て既に着工し、同二年に政宗が城下に屋敷を拜領したことが知れる。屋敷とは屋形と異り單に屋敷地拜領を意味するものかも知れず、これを直に觀瀾亭と定むることは出來ずとも、太閤假の茶亭を文祿役に勳功高き風流武人政宗に贈つたとも想像されて、既記の如く文祿年間に伏見行殿を賜ると云ふ所傳とて全然虚構とも思はれぬのである。

第五圖

然らば所傳にある如くこの亭を伏見より江戸に移したは何時の頃であつたらうか。松島諸勝記に「慶長戊戌秋八月十八日。太閤薨。於是政宗君將レ欲^レ折湊盡載其材。轉^ニ致江府衙内之邸^ヲ焉」とあり、鹽松勝概に「大坂亡後。公深重ニ其賜舟載^ニ屋材。遷^ニ築江戸邸。」とあり、松島勝譜や伊達家史叢談等には單に政宗の時江戸之藩邸に移し置いたことのみを傳へてゐる。何れもその移建の歲月を缺いてゐるが、伊達氏四代治家記錄^{貞山公篇}に「公伏見御屋形御着伏見ニ於テ大神君ヨリ公ヘ江戸ニ御屋敷ヲ賜ハルヘキ旨仰出サル」とあるは慶長六年十月のことであり、伏見城が幕命によりて毀たれ其殿舍門構等が諸所の寺院に移建されたは元和九年に至つてのことであれば、此亭の江戸藩邸遷築の時期は恐らく元和元年大阪夏の陣後數年間の頃であらうかと考へられる。然るに松平陸奥守の江戸本屋敷及上屋敷は元和七年正月二十四日と寛永十二年七月十二日とに再度類焼の厄に罹つて居る。伊達家史稿變災篇及 また一説に品川藩邸に移し置いたとある。宮城縣史蹟名勝天然記念物調査報告第三輯参照 但し伊達家治家記錄に「淺府御屋敷差上ラルニ就テ品川近所大江村ニ於テ替地御拜領」江村は大井村か大 とあるは萬治元年五月二十七日のことである。また後の上屋敷となつた汐留の濱御屋敷ならんと云ふ説もあるが、是も伊達家治家記錄に汐留藩邸拜領寛永十八年霜月以後のことならんとあつて、共に政宗歿後二代忠宗の代になつてからである。元和寛永頃の江戸に於ける松平陸奥守藩邸を検するに、本屋敷は山下御門内、上屋敷は櫻田門外、中屋敷は愛宕下、下屋敷は増上寺境内の四箇所であることが、同じく伊達家治家記錄に記載されて居る。依つて伏見より轉致の江戸之邸は恐らく愛宕下中屋敷か増上寺境内下屋敷の何れかで、本屋敷、上屋敷再度の類焼には係りなかつたものと考へる外はない。

次に江戸より松島の現地へ移建したに就て、松島諸勝記には正保二年諸宮焼失後忠宗が移建したとあり、松島勝譜及び伊達家史叢談にもその移建を傳へてゐるが、諸宮焼失を慶安四年と記してゐる。何れかゞ眞なりとしても凡そ正保慶安頃とみて、その差僅か六年の年次の前後に就て今殊更に究明の必要はない。

(乙) 繪 槍 亭 潤 觀

伊達氏四代治家記録に「慶長十年六月大三日、宮城郡松島圓福寺方丈御再造ニテ今日新立アリ、材木ハ紀州熊野山ヨリ運走ス」と云ふ記事がある。東北の邊隅に一寺を建立するに其材を遙々紀州の奥より運送するなどと云ふことは、今にして思へば隨分の冗費と考へられるが、當時仙臺藩主の勢力を以てせば、さ程の顧慮もなく敢行され得たことであらう。殊に觀瀾亭の如き、豊太閤より拜領と云ふいはゞ由縁ある構築を伏見より江戸に、江戸より松島へと重ねて移建せることも亦有り得べからざることではなからう。

以上觀瀾亭に關する從來の所傳とて、あながち虚構の傳説とも思はれず、寧ろ消極的ではあるが、是に依つて當障壁畫様式の考察上一つのよすがを與へるものと考へられる。即ち觀瀾亭の現存の建築は再三の遷築を経、且また數度の補修を加へて原形をそのまま傳へてゐないものとしても、その内部構造は桃山期の遺構と考へるべきで、其の様式また當時の特徴を示すものゝあるも偶然でない。然らば亭内障壁畫の製作は亭の構築と期を同じうして、所傳による文祿年間になれるものであらうか。それとも亭の江戸移建當時、元和寛永頃の製作であらうか。はたまた松島の現地に移建した當時正保慶安頃新に製作されたのであらうか。是等の點に關しては必然的に當障壁畫の様式批判による解釋が求められる。

褚て此亭の障壁畫全體を通觀すれば、圖の構想の宏濶たると描法の末梢に捉はれず寧ろ悠揚たること、賦彩の金地に映ゆる綠青群青を主色とする絢爛な濃彩になること等により、これが桃山時代様式に屬するは誰人も認むるところであらう。但し此亭の画面には聚光院方丈襖繪に見るが如き、古狩野の傳統を生かしたる豪放雄勁な筆法や智積院大書院の障屏に見るが如き、規模宏大にして壯麗無比な畫法等は見出し難い。また天球院襖繪に見るが如き絢爛華麗な描法の中に、一種型に嵌つた裝飾的制約の手法によるものとも亦異なるものである。然らば觀瀾亭障壁畫の特徴は奈邊に存するかと云へば、まづ其題材に楓樹が描かれてあることが注意される。楓樹は現存せる當畫系の古い畫風のものには見

えず、寧ろ寛永以後殊に後の琳派の作品等にしばく現はれてくる。また圓き岩石が布置されてあるが、これも古狩野にはあまり見ざるもので、當期の畫風に於て、此派特有的岩石と共に併用されてゐる。この圓き石法は前號收載長信花下遊樂圖にも現れて居り、當期及以後の作品に多く見るところのものである。是等の題材が後の畫風に影響して盛に用ひられてくることが、題材の淵源などを考へる上に一種興味を惹く點である。尙此亭の畫面には見らるゝ如く、何れも花卉樹木を描寫して一羽の禽鳥も描かざることが畫者の特異性かとも思はれて注意される。而して全畫面は假令裝飾畫風によりつゝも、自然觀察の微に觸れて寫象の正鵠を保ち、決して裝飾の爲の裝飾圖法に陥つてゐない點、例へば樹木の枝葉を見ても判る如く、寫生による細密な質感が惻々と表現されて居るし、その賦彩は金地に淡墨、岱赭、褐色等の混色を用ひて能ふ限り自然色に近づかんとする努力が拂はれてゐる點が認められる。またその畫致に一味溫雅な風格が存してゐることも亦見遁し難い點である。引霞、樹根、草花類の圖法はいかにも溫雅な畫趣を湛へてゐるが、豪壯な氣宇と雄勁な筆致は求められない。かかる畫品を備へたものは、正に元龜天正頃の作風を繼承して、次の元和寛永頃の様式に至る恰も中間に位する慶長或は其の前後の畫風と云へやう。

尙この觀瀾亭障壁畫に比較的近似な作例を求むれば三井寺塔頭勸學院客殿奥の間襖繪が擧げられる。彼此の部分的な様式の一一致は見出し難いが、畫趣の温潤な點と平調な描法とに於て一脈通する點がある。勸學院客殿に就ては近年床の裏板の文字により慶長五年柱立、畫者狩野光信筆なる記録が發見され、文字通りに狩野光信の遺作と想定せる學者もある。されど現在狩野光信の確定的作品が他に存せざる限り、比較的蓋然性ある所論を以てしても遽に筆者を限定することは出來ない。一に勸學院のみならず、諸所に遺存せる桃山期障屏畫の大部分は筆者を考定することは甚だ困難である。觀瀾亭亦然りで、假令所傳に永徳とあり又は山樂とあるとも、京洛の諸寺院に遺存する傳永徳又は傳山樂の障屏畫と同じく單に世人の傳稱に過ぎざるものであらう。併し既記所傳にある如

く、文祿年間觀瀾亭の創建當時よりあまり距てぬ時期に於て製作されたものなことが、以上の様式批判により略推定され得ると思ふ。また亭内の床貼附、襖の各畫面を通じて、圖の構想、描法及び其の配置等が構築の規模に相應して大體一貫した統一を保持してゐる點に於て、この障壁畫も建築と共に保存されて來たものではなかろうかと考へられる。從つて所傳によつて或は此亭の江戸移建當時の元和寛永頃になるか、或は松島移建の正保慶安頃になるかと云ふ問題も自ら解消されてくる。

(昭和十年二月)

觀瀾亭床貼附

宮城縣
伯爵
伊達興宗氏藏